

# 社会福祉法人清徳会入退所指針

## 1 目的

この指針は、社会福祉法人清徳会（以下「当法人」という。）の運営する特別養護老人ホーム新宮園・同豊楽園・同南風園（以下「施設」という）への入所希望者が増加している中で、入退所に関する手続き及び基準を明示することにより、入退所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とします。

## 2 入所申込みの手続き

### (1) 入所申込みの方法

① 施設への入所申込みは、当法人で定める入所申込書により行います。

なお、優先的な入所の申込みについては、別途優先入所申込書の記入を行います。

② 提出された入所申込み状況調査票等に記載された内容については、清徳会の介護支援専門員または相談員より内容について確認する場合があります。

### (2) 入所申込みの受付

#### ① 施設の説明

各施設で入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所決定方法等について説明を行います。

優先入所については、申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとします。

また、入院治療の必要がある場合など、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所希望者及び家族等に対して十分に説明し、理解を得るとともに、病院・診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じます。

#### ② 受付簿の管理

各施設は、入所申込書を受理した場合は、パソコンにて必要な状況を入力し、これを管理します。

また、入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより、入所申込書の取扱いの経緯を明らかにするとともに、一定期間を置いて入所の必要性を再確認し、原則年1回ははがき等にて入所待機者の介護度、生活の状況、入所希望継続の意思等現況把握を行います。

### (3) 入所決定の手続き

各施設への公明適正な入所を図るため入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。（社会福祉法人清徳会 入所検討委員会要綱）

#### ① 説明責任

各施設は、入所希望者や家族等から入所の判定等に関する説明を求められた場合は、適切に対応します。

### 3 入所の必要性を評価する基準

#### (1) 入所の評価基準

申し込みの古い申込者から、次の項目についてそれぞれ別表により点数化し、特記事項等を考慮し入所優先度が高いと見込まれる申込者を入所予定者として決定します。

- ① 要介護度
- ② 認知症老人生活自立度判定基準
- ③ 現在の生活場所
- ④ 主たる介護者・家族の状況評価
- ⑤ 介護支援専門員・相談員による特記事項

#### (2) 特別な事由による優先入所

「社会福祉法人清徳会 優先入所等に関する取り扱い要綱」により検討します。

#### (3) 入所に際しては、退所により空室が確保された時点で嘱託医の医療所見を確認の上医療対応が可能とされた者を入所とします。

#### (4) その他(入所保留者の取扱い)

入所希望者生活状況等により入所保留の申し出があった場合は、保留者名簿に記載します。

### 4 退所を検討する基準

各施設は、次に掲げる入所者の心身の状況や退所後に置かれる環境等を十分に検討した上で退所を決定し、また、必要な援助を行います。

#### (1) 退所基準

- ① 要介護認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合
- ② 要介護状態等の改善が認められ、かつ次の要件を満たす場合
  - ・ 入所者及び家族等が退所を希望している場合
  - ・ 家庭等における介護環境及び地域における居宅サービスの提供体制等が、十分整っていると認められる場合
- ③ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり施設側で防止できない場合
- ④ 自傷行為等を繰り返し自殺するおそれがある場合

- ⑤ 故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがない場合
- ⑥ 見元引受人が、施設生活安定のために施設からの協力要請に対し正当な理由もなく、継続的に拒否した場合
- ⑦ 3か月を超える長期にわたる入院加療が必要となった場合
- ⑧ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合
- ⑨ サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ⑩ 死亡された場合
- ⑪ 他の施設への入所が決定した場合
- ⑫ 当法人（施設）が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑬ 当法人（施設）が止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合

## (2) 退所に関する留意事項

- ① ADLや認知症等の各種調査  
施設において、ADLや認知症等の各種調査を定期的実施するとともに、その記録を適切に管理・保存することにより、入所者の心身の変化の状況を正確に把握します。
- ② 入所者や家族等の意向確認  
入所者や家族等の意向を十分に尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意します。
- ③ 退所の判断  
退所の判断に際しては、入所者の心身の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退所後の在宅における介護力や介護環境、あるいは地域における居宅サービスの提供体制等を十分に確認します。
- ④ 退所に向けた支援  
円滑な退所に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術の指導を行うとともに、入所者及び介護者等への精神的ケアを行います。  
また、退所者がケアハウス（軽費老人ホーム）や認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行い

ます。

⑤ 退所後の支援

退所に際しては、入所者又は家族等の同意を得た上で、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることにより、退所者に対する適切なフォローを行います。